

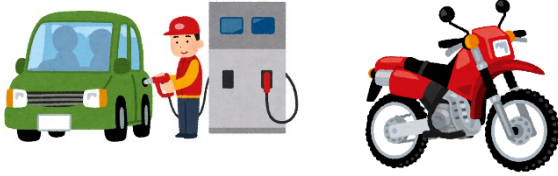
参 考 資 料

ガソリンの主な用途について

【自動車用ガソリン】

自動車用ガソリンは JIS 規格 (K2202) によって 1 号 (通称ハイオク、オクタン価 96 以上) と 2 号 (通称レギュラー、オクタン価 89 以上) に分類されている。腐食防止剤や洗浄剤等の添加剤が入っているものが一般的。

自動車やバイクの燃料



工事現場や祭りの屋台で使用する発電機の燃料



農業用機械器具 (芝刈り機等) の燃料



フォークリフト等の燃料



除雪機の燃料



ジェットスキーの燃料



【ホワイトガソリン】

ホワイトガソリンは JIS 規格 (K2201) に該当し、ガソリンの中でも純粋な石油成分のみで構成されている。オクタン価が低く (50~55 程度) ガソリンエンジンの燃料には不適である。オクタン価向上剤などの添加剤が含まれていないため、煤の発生が少ない。ホームセンター等で 4 リットル缶や 1 リットル缶で小売販売されている。

キャンプ用の携帯バーナーやランタンの燃料



※オクタン価: ガソリンのエンジン内での自己着火のしにくさやノッキング (異常燃焼により発生する金属音を伴う異音や振動) の起こりにくさを示す数値で、オクタン価が高いほどノッキングが起こりにくい。

消 防 予 第 600 号
令和 3 年 12 月 19 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

消 防 庁 長 官

大阪市北区で発生した火災を受けた緊急点検について

令和 3 年 12 月 17 日に大阪市北区で発生したビル火災では、死者 24 名、負傷者 4 名を出す大きな被害が発生しました。

総務省消防庁では、現地に職員を派遣し、関係機関とも協力の上、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 35 条の 3 の 2 の規定に基づく消防庁長官の火災原因調査を行っているところです。現時点で出火原因は特定されていませんが、地上へ直通する階段が 1 の防火対象物で、当該階段付近の 4 階部分で出火し、建物内に煙や熱気が充満することで、多数の逃げ遅れが生じたものと考えられます。

このような状況を踏まえ、管内の下記 1 の防火対象物に対し、下記 2 の事項に留意の上、避難管理等について立入検査を実施することにより、緊急的に防火対策の徹底を図られますようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、その旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 緊急点検（立入検査）対象とする防火対象物

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 4 条の 2 の 2 第 2 号に該当する防火対象物（特定一階段等防火対象物）

2 緊急点検（立入検査）の留意事項

防火管理の実施状況や消防用設備等の設置状況に係る消防法令違反がある場合は、重点的に改善指導を図ること。

特に、避難経路となる階段等の施設に避難の支障となる物件が置かれている場合や、防火戸の閉鎖の支障となる物件が置かれている場合は、火災発生時に被害が拡大することが予想されることから、消防法第 5 条の 3 の規定に基づく命令を行うことなどにより、直ちに物件の除去を行わせること。

総務省消防庁予防課企画調整係
担当：金子、木村、能仁
電話：03-5253-7523
Email：y.nounin@soumu.go.jp

国住指第 1445 号
令和 3 年 12 月 19 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

大阪市北区で発生した火災を受けた緊急点検について

令和 3 年 12 月 17 日に大阪市北区で発生したビル火災では、死者 24 名、負傷者 4 名を出す大きな被害が発生しました。

このたび、本火災を踏まえた防火対象物に対する緊急点検について、消防庁長官から各都道府県知事に対し、別添のとおり類似火災の発生を防止するため、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 4 条の 2 の 2 第 2 号に該当する防火対象物（特定一階段等防火対象物）に対し立入検査の実施により緊急的に防火対策の徹底を図るよう通知がなされています。

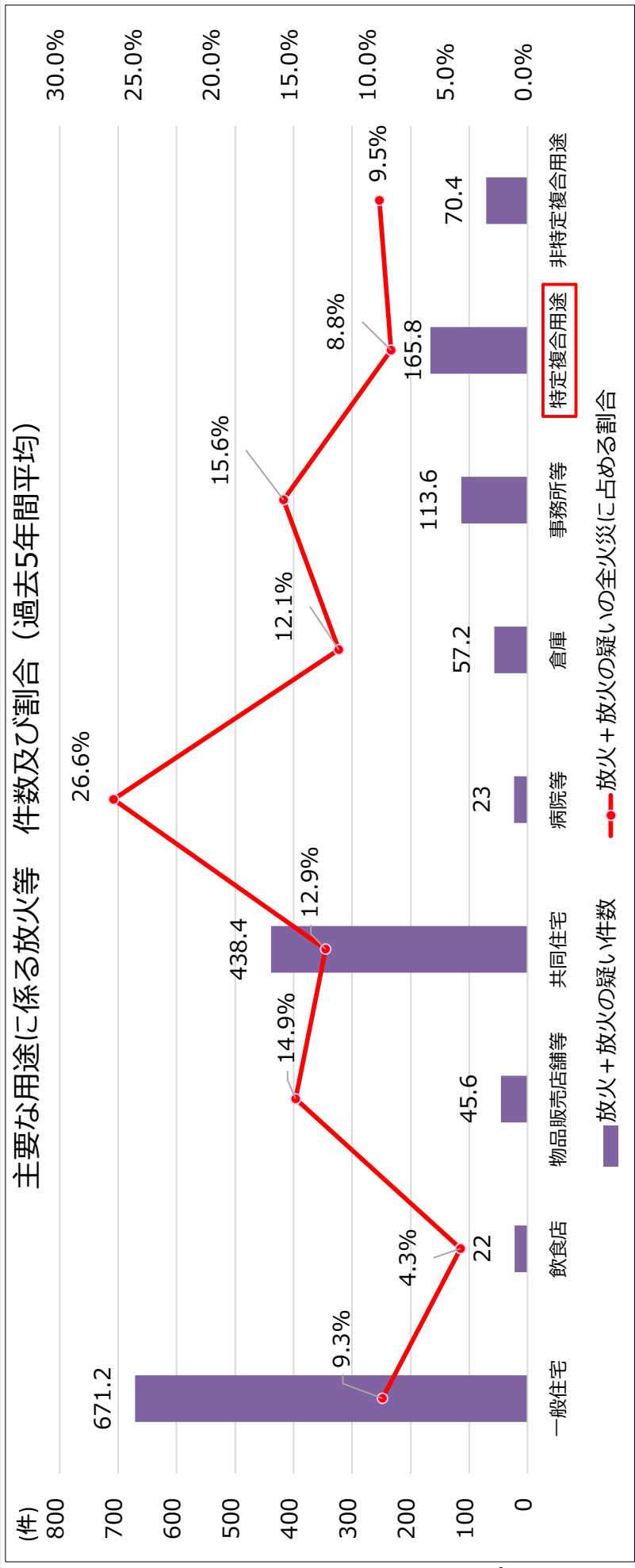
つきましては、消防部局による検査との連携などを通じ、建築基準法令に基づく防火対策の徹底を図るようお願いします。

なお、貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁にも、この旨周知方お願いします。

連絡先：国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付 防火係 原口、松田 電話：03-5253-8126 電子メール：matsuda-k2gm@mlit.go.jp

放火火災の傾向について

主要な用途に係る放火等 件数及び割合（過去5年間平均）



令和2年建物火災（放火等） 着火物別件数

